

令和4年5月11日

保護者様

大阪市立南津守小学校
校長 山本 武司

就学援助申請世帯における学校徴収金の徴収猶予について

平素は本校の教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウィルス感染症による影響で急激に収入が減少する世帯が見込まれるため、昨年度に引き続き、就学援助申請のあった世帯について、保護者負担軽減の観点のから、下記のとおり学校徴収金（児童費）の徴収を猶予することとします。

記

1、徴収猶予期間 5月口座振替分から就学援助認定結果が出る月（8月下旬予定）まで

2、徴収猶予内容 学校徴収金のうち児童費のみ

3、その他

・就学援助が認定となった場合は、徴収猶予した児童費を就学援助費から充当するため、5月分以降の就学援助費が口座へ支給されることはありません。既に徴収しました4月分児童費は就学援助費として口座に支給します。

・就学援助が非認定となった場合は、徴収猶予した児童費を9月に徴収します。

1～5年生は5・6月分を9月に徴収します。

6年生は5・6・9月分を9月に徴収します。

・積立金（4・5年生）やPTA会費（7月）は猶予の対象となりません。すでにお知らせしました通り、徴収を行いますのでご了承ください。

ご不明な点があれば、南津守小学校（☎ 6659-3000）事務室へお問い合わせください。